

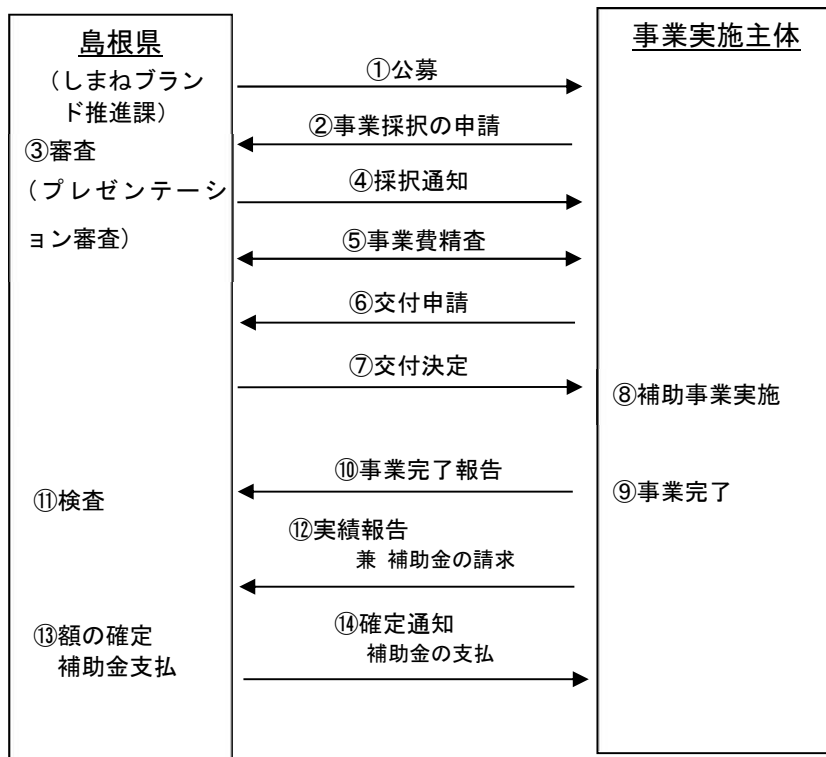
令和5年度

地域産品販路拡大活動支援事業 公募要領

1. 事業の目的・内容等

「地域産品販路拡大活動支援事業補助金交付要綱」による。

2. 補助事業のスキーム



3. 応募方法等

① 提出様式

事業採択申請書（様式第1号）、事業実施計画書（様式第2号）及び関係書類を島根県が定める期日までに提出すること。パソコン等で作成すること。

② 提出部数

正本1部を提出すること。なお、提出書類は返却しない。

③ 提出方法

書類の提出は、以下の3通りに限る。ファクシミリによる提出は不可とする。なお、以下の3通りの方法の組合せによる提出は可とする。

(1) 電子メール

- ・ 3. ①の提出様式を Word、Excel 又は PDF ファイルでメールに添付の上、送信すること。
- ・ メールの件名は「地域産品販路拡大活動支援事業（申請者名）書類提出」とすること。
- ・ メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・ メール受領後、送信者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3 開庁日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下④(2)「郵送先及び本件担当」まで照会すること。

(2) 郵送等（郵便、宅配便等）

- ・ 簡易書留、宅配便等の送達記録の残る方法で送付すること。
- ・ 郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない

(3) 直接持参

- ・ 来庁日をあらかじめ本件担当と調整のうえ、手交すること。

④ 提出先

(1) 電子メール

shokusan@pref.shimane.lg.jp

(2) 郵送先及び本件担当

〒690-8501

島根県松江市殿町 1 番地

島根県しまねブランド推進課 「地域産品販路拡大活動支援事業」担当 （宛）

TEL: 0852-22-5272（担当：食品産業支援第一係 高橋）

⑤ 提出締切

令和 5 年 9 月 22 日（金）

- ・ 電子メールは当日の送信記録があるもの
- ・ 郵送等、持参の場合、当日 17 時必着

4. 選定方法等

① 選定方法

別紙の審査項目（概要）に基づき、書面審査を実施する。

書面審査通過者を対象にプレゼンテーション審査を開催する。

② 審査基準

別途定める。

③ 選定結果の通知

プレゼンテーション審査後に、事業実施主体へ審査結果を通知する。

5. スケジュール（予定）

- ① 公募開始：令和5年7月14日（金）
- ② 公募締切：令和5年9月22日（金）
- ③ 書面審査：令和5年9月下旬予定（書面審査）
- ④ プレゼンテーション審査：令和5年10月中旬予定
- ⑤ 交付決定：令和5年10月下旬予定

6. 補助事業者の義務

本制度の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守ること。

- ① 交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。
- ② 補助金の交付決定を受けた場合には、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること（事業収支を記載した帳簿の作成等、経理状況が明確にわかるようにしておくこと）。
原則として、補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外とする。
- ③ 補助事業実施年度から起算して3年間、毎会計年度終了後に補助事業の成果の状況を報告するとともに、補助事業に関係する調査に協力すること。
- ④ 補助事業に係る経理について、その収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- ⑤ その他、交付要綱のとおり。

7. 財産の帰属等

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者
に帰属する。

「地域産品販路拡大活動支援事業」審査項目（概要）

事業採択申請書及び事業実施計画書は適正に記入の上、提出されているか。また、その他必要な書類は提出されているか。

事業実施主体の要件は満たしているか。

以下全ての補助要件を満たしているか。

【補助要件】

(1) 地域商社等が行う新たな取り組みであること。

(2) 補助事業実施から3年度以内のいずれかの年度において、補助対象事業者が取り扱う参加事業者の商品のうち県外の小売業者等へ販売した額の合計が、補助事業実施の前年度に比べ、1,000千円以上増加する見込みであること。

(3) 参加事業者が合計で5者以上であること。

(4) 全参加事業者の主たる事業所又は工場が一の市町村内にとどまるものでないこと。

実現可能性が高い事業計画となっているか。

補助対象経費の算出は適切か。また、補助対象事業が事業実施計画の実現に寄与するものとなっているか。